

# 風水害等対策編

## 第1部

### 災害予防計画

# 第1章 風水害等予防対策

## 第1節 目的

水害、土砂災害等の風水害等から町土を保全し、町民の生命・身体・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった各種の対策を講じ、災害の発生を未然に防ぐとともに、被害の軽減を図ります。

## 第2節 風水害等を防止する施策の概要

風水害等の防止については、危険箇所等を調査・把握し、危険性や緊急性に応じて各種の防止事業等のハード対策を行い、また、地域住民等に対して危険箇所等の周知や、避難行動等に参考となる情報提供を行う等のソフト対策を推進し、ハード・ソフトが一体になった対策の実施に努めるものとする。

### 1 主なハード対策

- (1) 水害の防止（森林の保全、河川改修、砂防事業、農業用水路改修）
- (2) 風害の防止（通信線の補強や地中化）
- (3) 雪害の防止（植栽等による雪崩防止、道路の防雪や消雪、道路の凍結防止）
- (4) 土砂災害の防止（森林の保全、砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備）

### 2 主なソフト対策

#### (1) 主な危険地区等の指定

国・県は、災害の危険度の高い区域や、重点的に対策を講じるべき区域を、保安林、地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等に指定しています。

また、本県は豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として県下全域が指定されています。

- (2) 防災マップやハザードマップ（洪水、土砂災害等）による危険箇所等の周知
- (3) 適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知
- (4) 洪水予報や土砂災害警戒情報等の発令内容の意味の周知

## 第3節 風水害等防止のため特に留意する事項

### 1 流木等による被害の防止

急しゅんな森林の多い町では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがあります。

特に、間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち、洪水等により流出のおそれがあるものについては、極力林地外への搬出を推進するなど山元対策を実施するものとします。

### 2 強風災害の予防

- (1) 町は、気象の状況に応じて、強風が予測される場合（気象庁の発表する気象情報において、突風について発表された場合等）は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置について、住民及び施設管理者に対して、事前措置として看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底について呼びかけを行う等、災害の防止に努める。
- (2) 町は、強風時には、屋外での活動の取りやめを呼びかける等、災害の防止に努める。

## 第4節 局所的集中豪雨に対する留意事項

### ※1 土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、鳥取県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な

土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とされていない。

※2 記録的短時間大雨情報とは

数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測したり、解析した場合に、府県気象情報的一种として発表される。発表基準は1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められる。(鳥取県の基準は90mm/h)

この情報は、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。

《上記災害や過去の災害を教訓とした対応方針》

①各機関の配備・動員体制

・「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」が発表されたときは、既に尋常でない状況にある可能性が高く、土砂災害等が発生する危険度がかなり高い。現地において土壌雨量等の災害の予兆現象を把握できるものではない。

・円滑で確実な避難行動を確保するためには、時間的な余裕をもって避難勧告等を行うことが必要であり、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報などの客観的な情報を活用指定、災害の発生を未然に防止するために必要な十分な人員を配置すること。

・自動的に体制強化される仕組みが必要である。

・休日における管内居住職員の状況も踏まえて、県の各実施部、市町村において、配備・動員体制の強化を図る。

・防災業務に携わる担当職員は、時間雨量と被害状況の相関関係について十分理解し、災害のイメージ力を高めるとともに、情報を自発的に収集して、配備、動員計画を先取りする行動に努める。

②土砂災害警戒情報を活用した避難対策

・市町村においても、迅速に的確な災害対応を確保するため、降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報を分析する専任の職員及び状況に即した最適な対応方針案を検討立案する専任の職員を必設することが望ましい。

・土砂災害や浸水などの危険性及び避難場所、避難経路等について住民と市町村が共通認識を持つことが重要。

・市町村は災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」の指定を早急に行うこと。

・地方气象台、河川事務所等の国の機関や県は、市町村に助言を行い、市町村長の適時適切な避難準備情報、避難勧告、避難指示の発出を支援すること。

・市町村長は、気象に関する情報はじめとした各種情報の伝達、避難誘導に当たっては、迅速に住民、社会福祉施設、防災関係機関等に伝達するとともに、伝達手段の複数化、受信確認の実施、チェックリストの作成、緊急速報メールの活用等により確実に伝達すること。

・避難勧告等について、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定する。

・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、特別警報等の意味に関する住民の理解を促進する。

・段階的に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を発出することで、住民の迅速、円滑な避難行動を促す。

※避難勧告や避難指示と同様に「屋内での待避等の安全確保措置」を指示することができる(災害対策基本法 第60条第3項)

・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等に立地する社会福祉施設は、(a) 避難準備情報等の早期発出のため発出基準を単純化すること、(b) 早期に避難準備情報を発出すること、(c) 「冠水時等の屋外移動の回避」「垂直避難」等の状況に応じた行動を呼びかけること、(d) 立地条件、施設の構造、入所者等の状況に応じた避難計画の作成を促進すること。

③被害情報の収集・状況の把握

・被害等各種情報が、速やかに関係機関で共有できるよう、報告要領と災害情報データベース、災害情報メールボックス、災害情報システムの活用を徹底する。

・情報連絡員の指名に当たっては、職員の居住地も考慮する。

・情報連絡員の携行機器は、派遣先の市町村において保管することを検討する。

・情報連絡員の役割や指揮命令系統については、既定の要領を各機関において再確認することとし、必要に応じ て見直しを行う。また、毎年度当初に各種要領、マニュアルを確認する機会を設けること。

※局所的集中豪雨については、近年頻繁に発生しており、平成19年（8月22日：若桜町及び八頭町、9月4日：琴浦町及び大山町）、平成22年（7月16日：日南町及び日野町）にも、局所的集中豪雨への対応の検証を実施した。その検証結果は、平成25年の検証結果の内容と概ね同じ対策を行うものであり、検証結果に基づく対策を確実に実施していくことが必要。

## 第2章 水防計画（予防）

### 第1節 目的

この計画は、水防に係る予防措置について定めることを目的とする。

### 第2節 予防措置

#### 1 重要水防区域及び河川災害危険箇所

##### (1) 重要水防区域の把握

ア 町は、県からの重要水防区域図及び重要水防区域に関する情報提供を受け、これを市町村地域防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資する。

イ 重要水防区域は、重要水防区域判定基準に合致しA、B、C区間に分類される箇所のうち、水防警報河川のその区間及び築堤河川等で県及び町が必要と認める区間とする。

##### (2) 住民等への重要水防区域の事前周知

ア 町は、県が作成した重要水防区域図を活用し、配布物、ホームページに掲載するなどにより、重要水防区域付近の住民等に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知する。

#### 【重要水防区域判定基準】

##### (1) 河川の区間区分

河川の区間区分は、重点的に水防活動を行うべき区間として、水防法に基づく指定河川や河川形状等により選定するものとし、重要度に応じて以下の区間に区分する。

<河川の区間区分>

①最重点区間 洪水予報河川、水位情報周知河川及び水防警報河川の指定区間、河川災害危険箇所の特A

②重点区間 上記以外の築堤区間又は浸水常襲区間、主要な公共施設が近接する区間（主要な公共施設の例：市役所、役場、病院、福祉施設、鉄道、国・県道等）

③一般区間 上記以外の区間

##### (2) 重要水防区域と重要度

各区間は、破堤や溢水時に想定される被害の大きさを考慮し、背後地状況によりA～D区間に区分し、A～C区間を重要水防区域の対象区間とする。（※背後地とは、破堤等した場合に想定される浸水及び被害の及ぶ範囲を含む。）なお、上記方法により設定した重要度について、隣接区間で不整合等が生じる場合は、いずれか上位の重要度に統一することを基本とする。

①A区間 特に水防上重要な区間

②B区間 水防上重要な区間

③C区間 水防上注意を要する区間

<重要度区分>

区分	①D I D又は人家連担	②人家点在	③その他（田畑等）
最重点区間	A	B	C
重点区間	B	C	D
一般区間	C	D	D

#### 【河川災害危険箇所判定基準】

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それ	

		それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施行の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施行の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
いっ水	河積が狭小でたびたびいっ水、はん濫の実績があり、危険が予想される箇所。	河積は暫定的に確保されているがいっ水、氾濫の恐れが十分ある箇所。	
侵食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵	侵食に対して暫定的に対策が講じ	

	食されているか、あるいは過去において侵食された実績があり危険が予想される箇所。	られている箇所、及び侵食の恐れが十分ある箇所。	
--	---	-------------------------	--

\*「鳥取県では、重要度Aに属する河川災害危険箇所のうち以下の項目を満たす箇所を重要度特Aと分類。

・背後に人家が密集している ・高築堤が連続している ・計画流量が大きい

\*いっ水、侵食は県独自の基準であり、その他の項目は国の重要水防箇所指定基準に準拠している。

## 2 水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領

### (1) 水防用設備

ア 水防用資器材は増水時水防に使用するため、常時備蓄する目的をもって、町は水防倉庫、水防倉庫がない管理団体においてはこれに代わるべき施設に備蓄し、有事の際にはこれら資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るようにしておかなければならない。

イ 水防倉庫には、概ね下表に示す水防資器材を備蓄する。

掛矢	高張ちょうちん	ロープ（縄）	のこぎり	ローソク
鉄線	ツルハン	カーバイト	杉丸太	スコップ
割木	鉄杭	なた	肥松	ビニールパイプ
ペンチ	もっこ	竹	鎌	かつぎ棒
蛇かご	おの	足場板	かすがい	たこつち
軽量鋼矢板	予備土（※）	はしご	麻袋	詰め石用石
バケツ	合成繊維製土のう袋	土のう	かがり台	ビニールシート
トンパック	大型照明灯	布シート		

（※）予備土は、水防倉庫付近又は適切な箇所に常備。

### (2) 器具資材の確保と補充

ア 倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておくこと。

イ 補充資材確保のため、水防区域内の資材業者を登録しておき、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておくこと。

### (3) 水防資材取扱要領

ア 資材の使用に際しては、原則として水防以外のいかなる工事にも使用しないものとする。

イ 資材の受払については、帳簿を備え正確に記入しておかなければならない。

ウ 資材を使用したときは、速やかに水防本部へ報告しなければならない。

エ 水防資材の使用状況並びに現在保管量を監査のため、本部係員において随時検査をすることができ。

## 3 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中又は夜間に行うことが多いことから、平素における用意周到な訓練が特に大切である。各水防管理団体においては、毎年1回以上非常事態を想定し、それに対する水防、通信、連絡、出動、警戒、水防工法、避難等について、非常事態に際し適切な措置が講じられるよう訓練しておかなければならない。

## 4 水防連絡会

洪水、高潮等による災害の発生を防止し、また災害の軽減を図り公共の安全に寄与することを目的とし、東部（鳥取市、岩美郡、八頭郡）地区で国土交通省、鳥取県、各市町村等からなる水防連絡会を開催する。

## 5 相互の協定

隣接する水防管理団体は、最悪の場合を予想して協力又は応援水防事務のことにつきあらかじめ相互に協定しておくこと。

## 第3章 ため池・樋門の管理体制の強化

### 第1節 目的

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とします。

### 第2節 実施主体

#### 1 ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施します。

#### 2 樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施します。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施します。

### 第3節 ため池の管理体制の強化

#### 1 ため池の状況把握

町は、管轄内の重要なため池について、現状把握に努めるものとします。

特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとします。

#### 2 ため池の管理体制の強化

(1) 県及び町は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配付するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとします。

(2) 県、町、ため池管理者は、災害の発生が予測されるときに、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池管理者から町、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとします。

(3) 町は、重要ため池や危険ため池をハザードマップ等に示し、住民への周知に努めるものとします。

#### 3 ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、県・町が連携し、管理体制を確保するものとします。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に町が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとします。



## 第4章 土砂災害防止計画

### 第1節 目的

土砂災害から町土を保全し、町民の生命・身体・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害の被害の軽減と町民の防災意識の啓発を図る。

### 第2節 土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

町は、県の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（本節において以下「法」という）に基づき行われる、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、また急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地についての指定状況の把握に努める

#### 2 土砂災害警戒区域における対策

##### (1) 緊急時警戒避難体制の整備

町は、法第8条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに下記事項並びにそのほか警戒区域内における土砂災害を防止するため必要な事項を定め、警戒避難体制を整備するものとする。

- ア ・土砂災害発生のおそれを判断する雨量情報や過去の土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予警報や避難勧告等の発令基準やその住民への伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路に関する事項
- ・災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・要配慮者が利用する施設であって急傾斜地の崩壊等の発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあつての施設名称及び所在地
- ・救助に関する事項

イ 土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上の配慮を必要とする者が主に利用する施設がある場合の、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法、当該施設からの緊急連絡先、避難路・避難場所及び救助体制

##### (2) 土砂災害ハザードマップの作成

町は、土砂災害情報等の伝達方法、避難場所及び避難路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民へ周知する。

### 第3節 土砂災害に関する情報提供

#### 1 土砂災害の前兆現象の把握

町は、県と連携し、住民に土砂災害の前兆現象の傾向について情報提供するとともに、住民が土砂災害の前兆現象を発見した場合の情報伝達先を住民に周知するものとする。

#### 2 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

(1) 町は、県の災害情報等を踏まえ避難勧告等が適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考とした避難勧告等の発出方法を検討し、町地域防災計画に明示しておく。

#### 3 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

(1) 町は、県が作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険地区位置図等を活かし、ホームページへの掲載などにより土砂災害警戒区域等の住民に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の前兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知する。

# 風水害対策編

## 第2部

### 災害応急対策計画

# 第1章 水防計画

## 第1節 目的

この計画は、洪水に際し、水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するとともに、公共の安全の目的をもって各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための水防団並びに消防機関の活動、一つの水防団体と他の水防団体との間における協力及び応援並びに必要な資機材の整備と運用について、水防法第7条の規定に基づき定めるものである。

## 第2節 総則

### 1 水防団の設置

町は、八頭町災害対策本部の組織をもって水防団とし、水防活動に当たらせる。

### 2 実施者

水防活動は、水防管理団体がこれに当たり、その技術上の指導は、国土交通省管理区間については国土交通省河川国道（河川）事務所の担当者が、その他の河川については県総合事務所県土整備局の担当者がこれに当たる。

### 3 水防に関する定義

#### (1) 水防本部

町は、水防を統括するために本部事務を総務課防災室内に常置するが、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

#### (2) 水防管理団体

水防の責任ある町

#### (3) 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係あるもので、鳥取県知事が指定した次の19団体を示す。

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町

#### (4) 水防管理者

水防管理団体である町長

#### (5) 水防の機関

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

町消防団

### 4 水防に関する責任

関係機関等は、水防法により次のとおり水防の責任を果たさなければならない。

#### (1) 水防管理団体

水防管理団体である町は、水防法第3条第1項の規定により各自の水防計画に基づき、各々のその管理区域内の水防を十分に果たさねばならない。

#### (2) 水防本部の責任

水防法第3条の6の規定により管内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、水防が十分に行われるように指導し水防能力の育成に努めること。

#### (3) 地方気象台の責任

水防法第10条の規定により洪水等のおそれがあると認めるときは、その状況を関係機関に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

#### (4) 放送局、電気通信局その他の通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう努力しなければならない。（水防法第27条）

#### (5) 地元住民の責任

水防法第24条の規定により水防管理者、水防団体又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は、すすんでこれに協力しなければならない。

### 5 費用負担

水防法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求め

た水防管理団体との間の協議によって定めるものとする。

## 6 公用負担権限

### (1) 公用負担権限

水防法第 28 条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することかできる。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ア 必要な土地の一時使用     | イ 土地、土石、竹木その他資材の使用 |
| ウ 車両その他の運搬用機器の使用 | エ 工作物その他障害物の処分     |

### (2) 公用負担権限委任証明書

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使するものは水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあっては委任を示す証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

### (3) 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使したときはこれを示す証票を 2 通作成して、その 1 通を目的物所有者管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さねばならない。

### (4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

## 7 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長又は県（河川管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、河川監視カメラの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

## 第 3 節 水防の各機関の役割

機関の区分	実施する業務
河川管理者 (国土交通省・県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地パトロール</li> <li>・防災に必要な情報（雨量、水位データ、水防警報・洪水予報等）を水防管理団体、水防機関に提供</li> <li>・現地指導隊として、危険箇所が必要な水防工法の指示 等</li> </ul>
水防管理団体（市町村）	現地で活動する消防団の総括、指揮
水防機関（消防局・消防団）	現地での水防活動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FAX 又はインターネットにより情報の共有化</li> <li>・現場の状況に応じ、県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）と水防管理団体が連携し水防活動を実施</li> </ul>

## 第 4 節 情報等の収集及び伝達

### 1 気象状況連絡

- (1) 鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の情報は、原則として県危機対策・情報課が受報及び水防本部を含む県関係各課及び市町村等及び関係機関への伝達を行う。特に、特別警報については、直ちに市町村に通知する。
- (2) 情報を受けた水防本部情報連絡班は、必要に応じて直ちに県土整備事務所・総合事務所県土整備局へ情報を伝達する。

(3) 情報の伝達系統については、災害応急対策編（共通）第3部第1章「気象情報の伝達」参照。

## 2 水防警報

(1) 水防法第16条の規定により、国においては国土交通大臣、県においては知事が、経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を行う。

(2) 水防警報の段階

水防警報の段階は下表のとおりとする。ただし急を要する場合にはこの段階によらないことができる。また水防上必要な指示（情報の提供を含む。）は、各段階においてその都度発することができるものとする。

【水防警報河川（県内河川共通：洪水）】

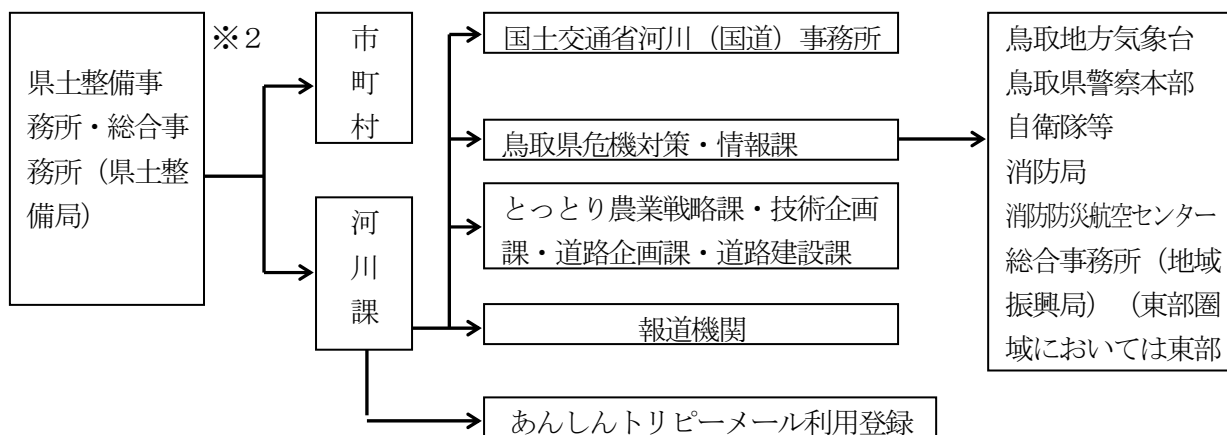
段階の別	水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1 待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
2 準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めると共に、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位がはん濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
3 出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位がはん濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
4 指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
5 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	水位がはん濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえさらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

(3) 水防警報の通知

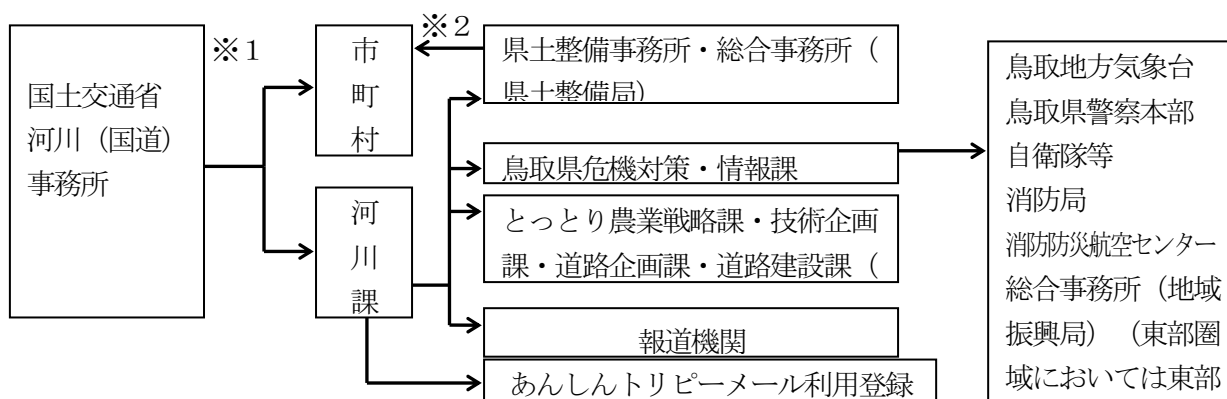
ア 国土交通省及び県は、水防警報を発表した場合は、あらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に関係団体へ情報伝達するものとする。

イ また、県は当該水防警報をホームページでも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

【通報系統図：知事が水防警報を発したとき】



[通報系統図：国土交通省が水防警報を発したとき]



※1 国土交通省河川（国道）事務所から市町村への通報は、水防警報については運用上の取扱いである。

なお、水位周知河川における水位情報は、市町村長による避難勧告、避難指示の判断に資するため、必ず通報しなければならない（平成25年7月11日水防法改正関係）。

また、この通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への通報である。（平成25年7月11日水防法改正関係）

### 3 水位周知

水防法第13条第1項及び第2項の規定により、国においては国土交通大臣が、県においては知事が洪水予報河川以外の河川のうち国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川を、水位周知河川として指定する。

(1) 避難勧告等発令の参考となる特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報の通知

ア 水位周知河川として指定した河川について、国においては国土交通大臣が、県においては知事が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）を定め、当該河川の水位がこれに達した場合、国及び県はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速にかつ的確に情報伝達を行うものとする。

イ また、県は当該特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報をホームページ等でも公表し、

関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

[通報系統図：知事が避難判断水位到達情報を発したとき]

水防警報の通報系統に同じ。

[通報系統図：国土交通省が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）到達情報を発したとき]

水防警報の通報系統に同じ。

(2) 市町村における避難対策の実施

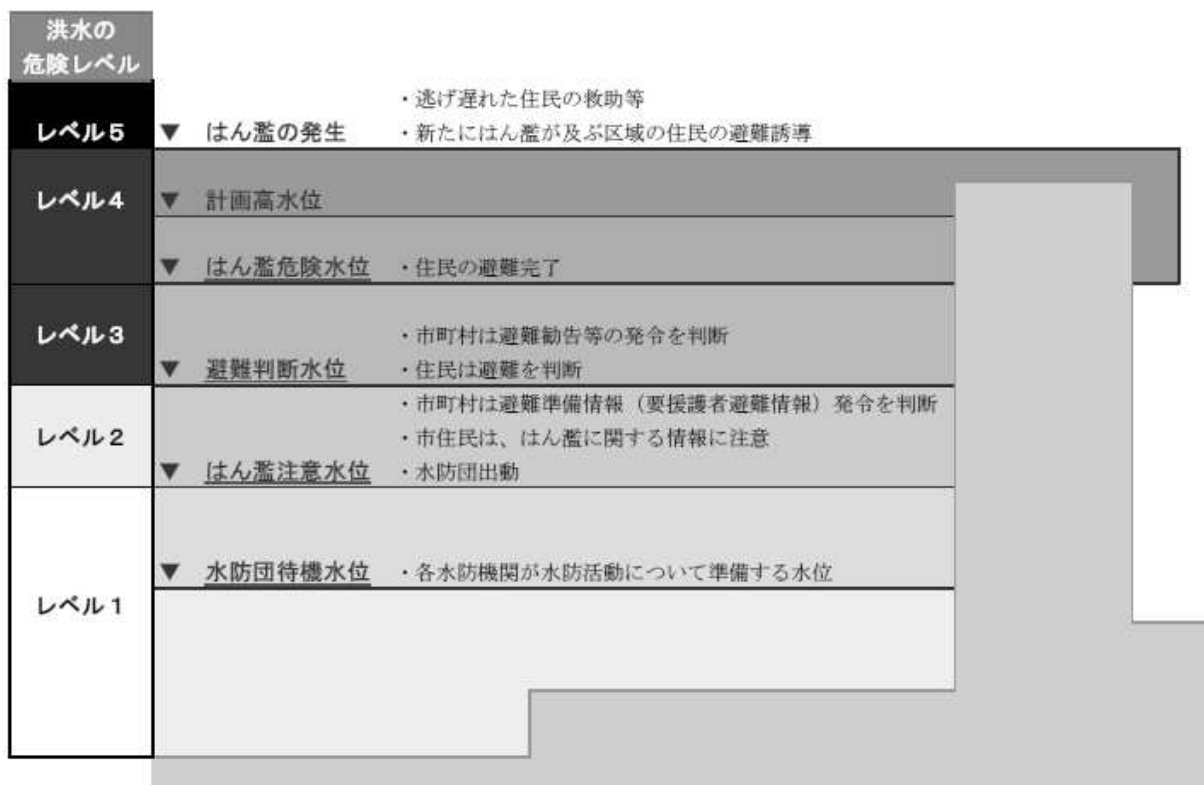
特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）は、市町村長が避難勧告を発令する際を目安となる水位であることから、特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報の通知を受けた市町村は、避難勧告の発令を検討するとともに、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、原則避難措置を行うものとする。

### 4 洪水予報

(1) 水防法第10条、第11条及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報河川においては、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合に、国においては国土交通大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。

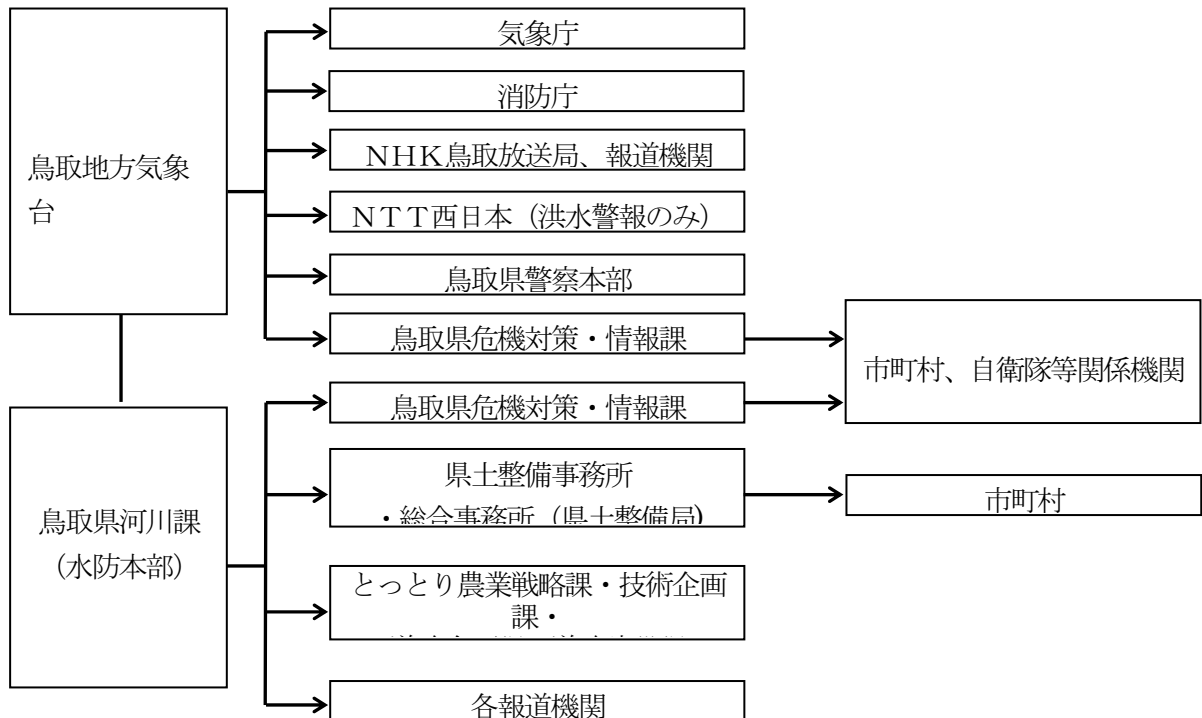
[洪水予報のレベル]

危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	はん濫発生情報	<はん濫発生>	<ul style="list-style-type: none"> <li>逃げ遅れた住民の救助等</li> <li>新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導</li> </ul>
レベル4		はん濫危険情報	はん濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の避難完了</li> <li>状況によっては、市町村の避難指示の発令</li> </ul>
レベル3		はん濫警戒情報	避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の避難勧告等の発令の目安</li> <li>住民の早期避難行動</li> </ul>
レベル2	洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の避難準備情報発令の目安</li> <li>水防団出動</li> </ul>
レベル1	(発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団待機</li> </ul>

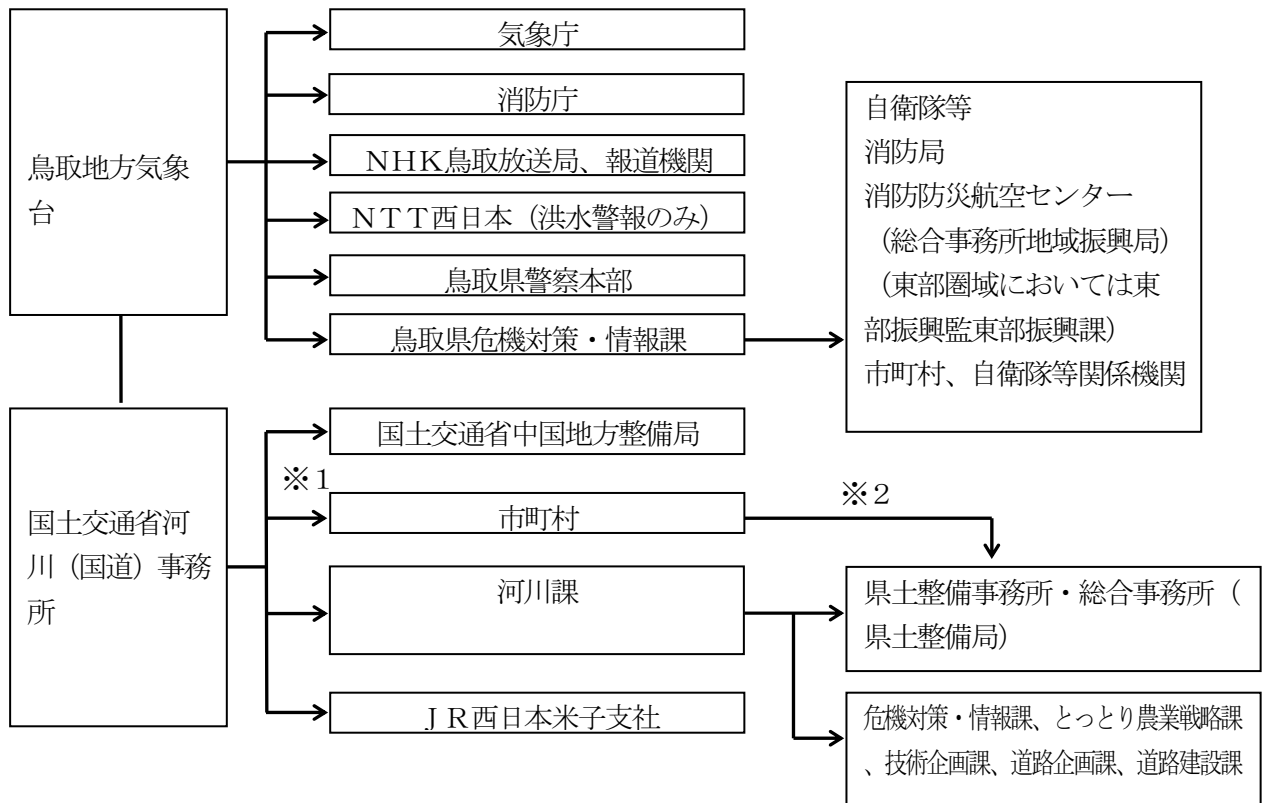


(2) 洪水予報が発表された場合は、県及び関係機関はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達するものとする。

[通報系統図：鳥取県・気象台が洪水予報を共同発表したとき]



[通報系統図：国土交通省・気象台が洪水予報を共同発表したとき]





※1 国土交通省河川（国道）事務所及び県の市町村への通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への伝達である。（平成25年7月11日水防法改正関係）

(3) また、県は当該洪水予報をホームページでも公表し、県民への周知及び注意喚起を図るものとする。

## 5 雨量・水位及び潮位の通報

### (1) 雨量・水位の情報収集

ア 県及び市町村は、県内の主要河川の水位及び雨量について、鳥取県防災情報システム、河川情報センターの流域総合情報システム及びインターネット等による情報を積極的に活用し、水防情報の収集に役立てるものとする。

イ 水防法第12条及び第12条第2項の規定に基づき、量水標等の示す水位が水防団待機水位及びはん濫注意水位を超える恐れがあるときは、(1)の手段により情報の収集に努めるものとする。

### (2) 雨量の通報

ア 水防本部は、気象状況により相当の降雨があると認めるとき、又は鳥取地方气象台から要求のあった場合は、管下各県土整備事務所・総合事務所県土整備局と緊急な連絡をとり必要に応じ各管下の雨量を報告させるとともに、直ちに鳥取地方气象台に通知する。

イ 鳥取地方气象台は、県内の气象台管理の雨量を速やかに水防本部に通知する。

ウ 各県土整備事務所・総合事務所県土整備局はすすんで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況を把握し、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

### (3) 水位の通報

ア 水防法第13条第2項の規定により、水位周知河川の水位が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）に達したとき、河川管理者は関係機関、市町村に通知し、住民に周知しなければならない。

イ 県の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局は常に管内の洪水状況を把握し、すすんで水防本部と連絡をとり、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

### (4) 通報を受けた時の処置

ア 水防本部は、上記により雨量及び水位の通報を受け、水防体制をとる必要があるときは、各県土整備事務所・総合事務所県土整備局及び水防管理団体へその旨を通知する。

イ 各県土整備事務所・総合事務所県土整備局が通報を受けたときは、水防本部に連絡の上処置を仰ぐものとし、緊急の場合は直接水防管理団体へ連絡して、適切な処置を行う。

第5節 水防配備と出動

1 水防配備体制

異常気象時及び災害時において、常時勤務から水防配備体制への切替えを行い、洪水、津波又は高潮時に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するために水防配備体制の種別と基準を別表のとおり定める。

【水防配備体制の種別と基準】

	準備体制	第一配備体制		第二配備体制	
時期	STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5
始期	①次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報	①次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)波浪警報 (4)洪水警報 ②水防警報河川の1以上の水位が水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められるとき〔待機・準備〕	①水防警報河川の1以上の水位がはん濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況から、なお水位上昇が予想されるとき〔出動・指示〕 ②土砂崩落や冠水等が発生し、河川課長が必要と認めるとき。	①災害警戒本部が立ち上がったとき（津波注意報の場合を含む）。 ②水位周知河川の1以上の水位が避難判断水位を突破し、流域内の雨量からなお水位上昇が予想されるとき。 ③次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1)土砂災害警戒情報 (2)記録的短時間大雨情報	①災害対策本部（非常体制（1））が立ち上がったとき（津波警報の場合を含む）。 （ただし、発令基準の要因が県内に関係しない場合には、知事が必要と認めた場合を除き、河川課長の判断によりSTEP 4以下に体制を縮小することができる）
終期	①気象注意報が解除され、その必要がなくなったとき。	①気象警報が解除され、その必要がなくなったとき。 ②水防団待機水位を下回り、水防警報が解除され、その必要がなくなったとき。			①災害対策本部が解除され、その必要がなくなったとき。

	準備体制	第一配備体制	第二配備体制
水防本部	① 情報連絡班の各班長が指示した隊員がこれに当たり、主として情報連絡活動に当たる。 事態の推移によっては、直ちに関係者の招集並びに現地指導隊、水防管理団体等に指示ができる準備をすすめる。	① 情報連絡班の各班長が指示した隊員がこれに当たり、情報連絡を主として現地指導隊長、水防管理団体、気象台、国土交通省河川国道（河川）事務所と連絡を密にし、現地指導隊、水防管理団体等に適切な指示をする。	① 情報連絡班、資材班全員がこれに当たり、現地指導隊、水防管理団体、気象台、国土交通省河川国道（河川）事務所、自衛隊等と連絡を密にし、情報収集と適切な指示をする。
現地指導隊	① 現地指導隊長が指示した隊員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体等と連絡を密にするとともに、事態の推移によつ	① 現地指導隊長が指示した隊員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体と連絡を密にするとともに、管内の重要水防区域を巡視し、適時異常の有	① 現地指導隊全員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体等と連絡を密にし、的確な指示と情報を水防本部及び水防管理団体に

	ては関係者を直ちに招集し、現地指導ができるように準備する。	無を水防本部に連絡する。	連絡し、被害の実情を的確に把握の上、関係方面に連絡する。
水防管理団体	① 水防管理団体の長は、河川及びため池、樋門の水位が急激に上昇し、消防団員の出動の必要が予測されるときは管下消防団体並びにため池、樋門の管理者に対し、巡回出動の準備をさせる。	① 水防管理団体の長は、管下各消防団に重要水防区域を巡視させ、また、ため池、樋門の巡視をさせる。(津波の場合は各管下海岸) ② 巡視中異常を認めたときは、付近住民等の協力を得て適切な処置を取るとともに、管内団体の長並びに現地指導隊長に連絡する。	① 水防管理団体の長以下各消防団員全員が、各管下重要水防区域を巡視点検する。(津波の場合は各管下海岸) また、ため池、樋門の管理者に対し、ため池、樋門の現地を点検させる。 ② 異常を認めた時の適切な処置、またこの現状を、管理団体の長並びに現地指導隊長に連絡するのは勿論、適時現況を管理団体の長並びに現地指導隊長に連絡する。
各ダム管理事務所	配備体制、配備時期、活動内容は、鳥取県水防体制9. 各ダム洪水警報体制による。		

## 2 監視及び警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、その他特に重要な危険箇所重点をおき、異状を発見した場合は直ちに所管県土整備事務所長、総合事務所長及び水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

## 3 水防管理者の警察官出動の求め

水防管理者は水防のため必要があると認めたときは、水防法第22条に基づき所轄警察署長に警察官の出動を求めることができる。

## 4 自衛隊の出動要請

- (1) 災害が発生し、町水防管理団体のみにて防ぎよが困難とみなされるときは、陸上自衛隊第8普通科連隊長に対し災害派遣隊の出動を要請するものとする。
- (2) 要請手順については、災害応急対策編(共通)第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」による。

## 5 町建設業協会への応援要請

- (1) 町は、町災害対策本部が設置されたとき、又は設置されたときと同程度の災害で、町が必要と認めたときは、協定に基づき、町建設業協会に対し、水害防御のための応急措置作業の応援を要請するものとする。
- (2) 上記(1)の要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は電話により出動を要請し、後日文書を提出するものとする。

## 6 輸送

- (1) 水防資材の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておくものとする。
- (2) 水防資機材等の輸送経路は次のとおりである。

区間		第一輸送路	第二輸送路
自	至		
本庁舎	船岡庁舎	主要な国道、県道により船岡庁舎に至る。	主要な国道、県道により船岡庁舎に至る。
〃	八東庁舎	主要な国道、県道により八東庁舎に至る。	主要な国道、県道により八東庁舎に至る。

- (3) このほか緊急輸送を行う場合は鉄道を使用することもある。

## 第6節 水防作業

### 1 作業の留意事項

- (1) 水防工法は、その選定を誤らない限り1種類の工法を施行するだけで十分効果を挙げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施し初めてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で成果が認められないときはこれに代わるべき工法を次々と行い極力被害の防止に努めなければならない。
- (2) 特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体最大時か又はその前後である。堤防斜面のくずれ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が最も多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならない。

### 2 安全配慮

- (1) 洪水においても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (2) 避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、水防団員自身の安全確保に配慮しなければならない。

### 3 応援

- (1) 水防法第23条の規定により、水防管理者は緊張あるとき、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。
- (2) なお、応援のため派遣される水防団員は、できる限り所要の器具資材を携行し応援を求めた水防管理者の指導下に行動する。

### 4 水防標識と身分証票

水防作業を正確迅速かつ規則正しい団体行動とするため、標識、腕章等を定める。

### 5 水防信号

水防法第20条の規定により、本県水防団の水防信号を下記の二種に定める。

- (1) 出動信号  
水防団員及び消防団員全員出動
- (2) 危険信号  
必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。  
(水防信号)

種別	打鐘信号	サイレン信号
出動信号	○-○-○ ○ ○-○-○ ○ 3点と1点の斑打	○- ○- 10秒 10秒 10秒
危険信号	○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○ 5連打	○- ○- 30秒 30秒 30秒

### 6 決壊等の通報並びに決壊後の処置

- (1) 水防法第25条の規定により堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、所轄消防署長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を所管総合事務所長（東部圏域においては東部振興監）及びはん濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければならない。
- (2) 総合事務所長（東部圏域においては東部振興監）は、これらの報告を受けたときは、速やかに水防本部長、危機管理局长、所轄警察署長並びに所轄消防署長その他必要な所に連絡するとともに、係員を出動させ指導に当たらせる。
- (3) 水防法第26条の規定により堤防その他の施設が決壊したとき、決壊といえどもはん濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

## 第7節 避難のための立退き

洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定により水防本部長（又はその命を受けた職員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示する。

### 1 立退き計画の作成等

水防管理者（町長）は、地元警察署長と協議の上、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を所轄消防署長その他必要な所に通知するものとする。

### 2 水防管理者の立退きの指示

- (1) 洪水により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、水防管理者が準備並びに立退きを指示する。ただし水防管理者が不在の場合は、地元警察署長がこれにかわって指示する。
- (2) 水防管理者が指示をする場合は、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。

## 第8節 水防解除及び顛末報告

### 1 水防解除

水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、所管県総合事務所県土整備事務所に対しその旨を報告するものとする。

### 2 水防顛末報告

水防が終結したときは、水防管理者は、鳥取県水防体制に示す様式（水防活動実績表、水防活動による使用（消費）資材費内訳）により、遅滞なく所管県総合事務所県土整備事務所へ報告し、また所管県総合事務所県土整備事務所はこれをまとめて県水防本部に提出するものとする。

## 第2章 ため池・樋門の応急対策

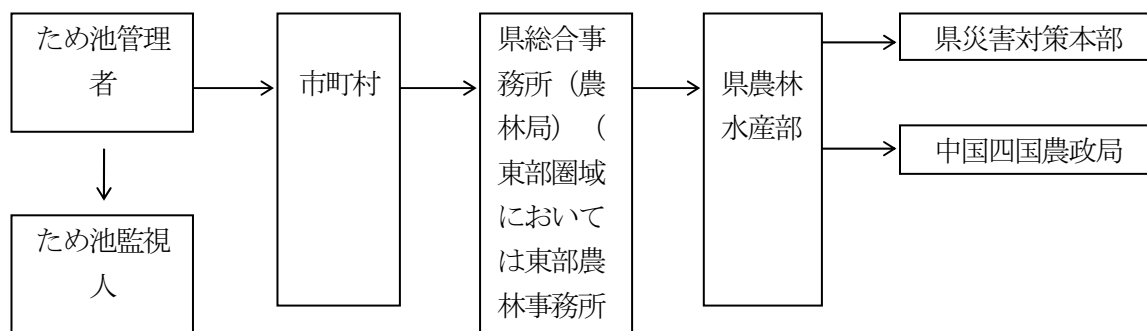
### 第1節 目的

この計画は、台風等に伴って洪水等が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、ため池や樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とします。

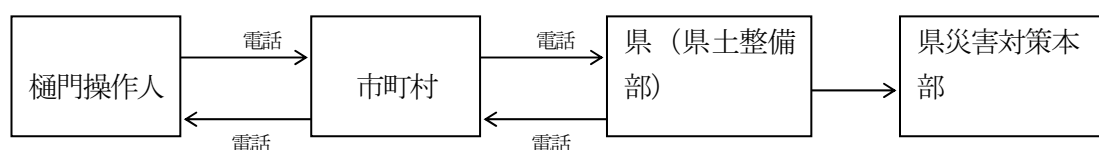
### 第2節 情報収集・伝達

#### 1 ため池・樋門の情報収集

##### 【ため池】



##### 【樋門】



#### 2 ため池管理の連絡体制

ため池の管理者は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、町、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行います。

- (1) 災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき
- (2) 余水吐が計画溢流水深に達したとき
- (3) 計画溢流水深以上に水位が上昇する等、ため池が決壊する恐れがあるとき、及び決壊したとき

### 第3節 非常時のため池・樋門の管理

ため池、樋門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況の通報を受けたとき、または出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領に従い必要な措置をとるものとします。

#### 1 非常時のため池の管理

- (1) ため池の管理者は、監視人を部署につかせます。
- (2) 時間雨量30mm以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意します。
  - ア ひ管を抜くこと。（取水口のひを閉塞し得る場合は閉めること）
  - イ 流域の状況に注意します。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意します。

- ウ 流入する水に注意します。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は流域に山崩れなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意します。
  - エ 監視人は余水吐が計画溢流水深に達した場合には関係部落、消防団等に急報し、流心の方向に当たる部落に避難の準備をさせます。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれのある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難命令を伝達します。
  - オ 放水路に注意して堤体が洗われぬか注意します。
  - カ 水位の上昇度を15分ごとに調べます。
  - キ その他急変の場合は早急に連絡します。
- (3) 監視人からの急報を受けた場合、関係部落、消防団は土のう、むしろ、かます、なわ、くい等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行します。
  - (4) 洪水が減少し、または豪雨が止んだ後も監視人は待機します。
  - (5) 八頭総合事務所農林局は、町・ため池管理者に、決壊の恐れのある場合の応急措置の助言指導を行います。
- ## 2 非常時の樋門の管理
- (1) 警戒体制  
樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとします。
  - (2) 警戒体制における措置  
樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとします。
    - ア 操作員の配置
    - イ 樋門の操作のための点検
    - ウ その他樋門の管理上必要な措置
  - (3) 操作の方法
    - ア 操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければなりません。
    - イ 操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければなりません。
  - (4) 警戒体制の解除  
洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとします。